

岩手県告示第655号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成29年9月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
遠野市	上郷町細越3地割、佐比内10地割から16地割まで並びに18地割、19地割、21地割、25地割及び28地割の各一部
一関市	地主町の一部、磐井町の一部、桜木町の一部、字桜街、字東花王町、字下大槻街、字南十軒街、字北十軒街、字要害、東地主町、豊町、五十人町、田村町の一部、大手町の一部、大町の一部、上大槻街の一部、城内、八幡町、新大町、南新町、駅前、字広街、字八幡街、字大槻町及び字裏下街

2 調査期間 平成29年8月28日から平成30年3月31日まで